

# 市報 おぢや 2004.11月号

第809号



小千谷小学校の避難所の人たちを激励する小泉総理大臣（10月26日）

先月、23日に発生いたしました新潟県中越地震により、全市が大変な状況となりました。以後20日近く経過いたしました。が、まだ避難されている方は多数おられます。

市といたしましても、復旧に向けてできる限りの努力をしておりますが、市民の皆様の要求に応えられない部分があり、ご近所の方々や町内会などで助け合いをしながら、頑張っていたいただきたいと思えます。

何よりも、小学生の3人を含め10数名の方が命を奪われたということ、とても残念で言葉もありません。ご冥福をお祈りいたします。地震と同時に、市では直ちに災害対策本部を設置し情報収集を始め、孤立した部落民の救出や土砂崩壊で命に危険が迫った場所を優先的に対応したために、避難所の対応

分もあり、市民の皆様にご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。

市の職員も不眠不休で職務に励んでおりますが、避難所をはじめ車の中、テントなどで長い生活を強いられ、辛抱強く復旧を待っていた市民の皆様のご協力に対しても、深く感謝を申し上げる次第であります。

災害視察に訪れた各大臣から激励もいただきましたし、小千谷市民の皆様方の人柄もすばらしいとの感想を述べられておられました。

これから、冬期間を迎え復旧も大変となりますが、一日も早い再建に向け皆様とともに頑張りたいと思えます。

小千谷市長 関 広一

# 市民の様子



小泉総理大臣に被害の状況を説明する関市長



水に浸かる浦柄町内



ヘリで長岡に搬送される市内の入院患者  
(小千谷小学校グラウンド)



大規模土砂崩れにより浦柄・東山への道路は通行  
止めに



石垣が崩れる坂(稲荷町)



陥没し亀裂がはしる東山小学校グラウンド

# 被害の状況と



倒壊の危機にさらされる市指定文化財慈眼寺の会見の間（平成2）



陥没する道路（蕪生地内）



船岡公園の戊辰戦争官軍墓碑も倒壊



道路に取り残される自動車（小栗田）



崩壊した小千谷市公民館吉谷分館（滝谷）



被害を受ける水道施設（山本第2ポンプ場）



ボランティアによる炊き出しが行われる小千谷小学校グラウンド



自衛隊のテントにも大勢が避難



大きな被害のあった塩殿浄水場



市内スーパーマーケットも大きな被害



大勢の人が避難した総合体育館



物資の搬送が続いた市役所



県内外から駆けつけてくれた多くの給水車



地域全体が避難した東山地区（十二平）



寺院も大きな被害（照専寺）



首がとれた慈眼寺仁王像



サンプラザ通りも道路に段差



道路に顔を出す下水道



土砂で塞がれた道路（横渡）



船岡山配水池も被害

### ごみの出し方

現在、「サンクリーン時水」と「クリーンスポット大原」は使用できない状態です。

市では、環境衛生上の観点から生ごみなどの燃やすごみと容器包装プラスチックを優先的に収集しています。

ごみを出す際は、次のことに注意して決められた曜日の決められた場所に出してください。

- ・分別をする。(収集後の処理がスムーズに行えます。)
- ・一度に大量に出さず、何回かに分けて出す。
- ・ダンボール、雑誌、新聞紙は、できるだけ保管しておいてください。
- ・ごみ収集場所の付近には、車などを停めないでください。(収集作業の妨げになります。)

埋立ごみ・不燃粗大ごみ(10kg以内)、「あき缶・あきビン・ペットボトル」の収集開始にあたっては、事前にみなさんにお知らせします。

なお、現在「サンクリーン時水」と「クリーンスポット大原」へのごみの直接搬入はできません。

問い合わせ / 市民生活課

☎83-3509

### 応急仮設住宅

小千谷市では応急仮設住宅の建設が進んでいます。

つきましては、建設戸数を把握するため入居希望仮調査を実施しています。

仮設住宅に入居できる方 / 住宅が全壊等の被害を受けた方

補修をすれば住むことができるような住宅は対象となりません。

入居できる日 / 仮設住宅が完成次第順次、入居していただきます。

完成時期は1～2ヵ月先になるものと思われます。

入居期間 / 仮設住宅が完成後最長2年を限度とします。2年以内に新しい住居を確保してください。

入居希望仮調査書の提出方法 / 希望される方は11月12日(金)までに「応急仮設住宅入居希望調査書」を都市開発課または各避難所(学校・コミュニティセンターなど)まで提出してください。

なお、応急仮設住宅の正式な申込、入居などの詳細は後日改めてお知らせします。

問い合わせ / 都市開発課

☎83-3513

### 被災者生活再建支援制度

この制度は被災者生活再建支援法に基づき、今回の地震で住宅に甚大な被害を受けた方に、被災住宅の解体撤去や生活必需品の購入・修理などに要した費用の一部を補助するものです。

この制度の詳細や手続きは後日お知らせしますが、住宅の倒壊の恐れがあって早急に住宅を取り壊す場合や、早急に住宅を補修する場合は、住宅の被害状況が分かる写真を撮っておいてください。

問い合わせ / 都市開発課

☎83-3513

### 被災住宅相談窓口

今回の地震により被災された住宅の補修に関する相談や補修費用などの資金について窓口を開設しています。

開設期間 / 11月末ころまで  
相談時間 / 午前9時～午後5時  
場所 / 市役所3階都市開発課

相談員 / 県建築士会、住宅金融公庫、市建築士会

相談内容 / 被災住宅の補修、工事費、災害復興住宅融資、住宅ローンの返済など

問い合わせ / 都市開発課

☎83-3513

### 国民年金の納付免除

被災した国民年金の加入者で、保険料の納付が困難な場合は、平成16年9月から平成17年6月(学生納付特例制度については平成17年3月)までの必要と認められる月までの保険料が申請により免除されます。

手続時での年金手帳の提出は不要です。

手続き / 市民生活課保険年金係

問い合わせ / 長岡社会保険事務所 ☎0258-36-5141

### 年金受給者の現況届の延長

「現況届」の提出について、誕生日が10月1日から12月31日までの間にある方は、平成17年1月末まで提出期限が延長されます。

12月期、来年2月期の年金については支払われます。

問い合わせ / 長岡社会保険事務所 ☎0258-36-5141

### 弁護士による無料法律相談

新潟県弁護士会による無料法律相談が行われます。

日時 / 11月14日(日)午後1時～4時  
場所 / 市役所4階中会議室  
定員 / 30人

申込 / 総務課 ☎83-3506

問い合わせ / 14日以降も必要に応じて開催の予定です。14日以降の相談については市役所総務課または県弁護士会にお尋ねください。☎025-222-3765、☎025-224-2082

年内の全ての市の行事・イベントは中止となりました。

## 被災家屋の調査にご協力ください

各種届出などに必要な「り災証明書」を発行するために、被災家屋の調査を地区ごとに逐次行っています。

調査は外観からの調査ですので、立会いの必要ありません。

なお、被災された家屋の取り壊しや修繕を行う場合は、あらかじめ税務課にお知らせください。

問い合わせ / 税務課 ☎83-3508

## 市税、保育料の納期を延長

新潟県中越地震により市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、保育園保育料の納期を当分の間、延長します。

延長期間については、改めてお知らせします。

なお、納めることができる方は納期の延長にかかわらず、納入されますようお願いいたします。

また、11月1日の口座振替は中止しました。

問い合わせ /

- ・市税、介護保険料に関すること  
税務課 ☎83-3508
- ・保育料に関すること  
健康福祉課 ☎83-3517

## り災証明書の発行

11月下旬からサンプラザにおいて、り災家屋の調査ができない地域を除き、地域ごとに「り災証明書」を発行します。その後随時、税務課において「り災証明書」を発行しますが、なるべくサンプラザ会場にお越しください。

詳しくは町内会長を通じてご案内します。

問い合わせ / 税務課 ☎83-3508

## 被災証明書の交付

今回の地震災害で自動車運転免許証を紛失された方や家財・商品等（家屋を除く。）を破損された方に被災証明書を交付します。

認印と写真（家財・商品等の破損の状況が分かるもの。運転免許証の紛失の場合は不要）をご持参ください。

問い合わせ / 総務課 ☎83-3506

## 市民生活課窓口

住民票の写し、印鑑登録証、印鑑登録証明書が必要な方で、お使いみちが新潟県中越地震に関するもの場合、手数料を免除します。

問い合わせ / 市民生活課

☎83-3509

## 税務課窓口

新潟県中越地震に係る市税関係の各種証明手数料を免除します。申請の際に、受付に申し出てください。

問い合わせ / 税務課 ☎83-3508

## 在宅ねたきり老人等介護手当振込日が延期

このたびの災害に伴い、10月29日(金)に各金融機関に振り込みされることになっていた在宅ねたきり老人等介護手当は、振込が11月10日(水)に延期になりました。

問い合わせ / ・ねたきり老人の介護手当...高齢福祉課 ☎83-4060  
・心身障害者の介護手当...健康福祉課 ☎83-3517

## ちぢみの里無料開放

暫定開業期間 / 11月8日(月)～16日(火)

時間 / 正午～午後8時

入館料 / 無料(タオル持参)

問い合わせ / ちぢみの里

☎81-1717

## 小・中学校を再開

新潟県中越地震による被災のため、10月25日(月)から休校になっていた小・中学校は、11月8日(月)から学校を再開しました。なお、山谷小学校と東山小学校は、次の施設で再開しました。

山谷小学校

場所 / グリーンヒル白山

住所 / 大字山谷2236番地4

(白山運動公園内)

東山小学校

場所 / 東小千谷小学校

住所 / 旭町7番6号

問い合わせ / 学校教育課

☎83-3519

## 通常保育を再開

新潟県中越地震により保育園を閉園していましたが、11月8日(月)から各保育園で通常保育を再開しました。

保育時間 / 早朝、延長保育も実施しますが、午後6時以降は当面ご遠慮ください。

詳しくは各保育園にご相談ください。(日曜日・祝日は閉園、土曜日は午後1時まで)

留意事項 / 保育園への送迎は今まで通り保護者の責任でお願いします。

11月10日(水)から簡易給食を実施しました。

吉谷保育園、わかば保育園については、施設の整備が整うまで保育が必要な方のみ対象としますので保護者のご理解をお願いします。

余震のおそれもありますので、保育園と常に連絡が取れるようお願いいたします。

問い合わせ / 今まで通園していた保育園または健康福祉課(☎83-3517)へお問い合わせください。

# スポーツ施設と市民会館は当分の間使用を休止

# 被災建築物応急危険度判定について



判定ステッカー

## 応急危険度判定とは？

余震などによる被災建築物の倒壊、部材の落下などから生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を外観目視により応急的に調査し、余震などによる二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものです。

調査結果は、判定ステッカー（色紙）で見やすい場所に表示します。

## 応急危険度判定士とは？

応急危険度判定士は、被災地において、地元市区町村長または都道府県知事の要請により応急危険度判定を行う技術者です。

応急危険度判定士は、建築技術者を対象に、都道府県知事が講習会などを実施して認定登録します。

応急危険度判定士は、判定活動に従事する場合、常に身分を証明する登録証を携帯し、「応急危険度判定士」と明示した腕章及びヘルメットを着用します。

## 判定作業は？

判定作業は、2人がチームになって、調査表などの定められた基準により、客観的に判定します。

## 判定結果の表示は？

応急危険度判定の結果については、上記の3種類の判定ステッカーを出入口などの見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明及び二次災害防止のための処置についても明示します。

なお、判定結果に対する問い合わせ先もステッカーに表示してあります。

## 応急危険度判定と被害調査は同じものか？

応急危険度判定は、被災した建築物の余震などによる倒壊・部材の落下などから住民の安全を確保するため、応急的に建物の安全性をチェックするもので、被害調査は、建築物の資産価値的な面を調査するので、応急危険度判定とは視点が異なります。

なお、「危険」、「要注意」と表示された建築物でも、一定の修理等を行えば使用可能な場合も多いので、最寄りの工務店、設計事務所などにご相談してください。

問い合わせ / 建設課 ☎ 83-3514